

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和6年6月25日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 〒220-8765

神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目6番2号 みなとみらいグランド  
セントラルタワー

氏名 千代田化工建設株式会社  
取締役 社長 太田 光治

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 045-225-7253（担当）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	千代田化工建設株式会社 SBP中袖出張所 ほか
事業場の所在地	千葉県袖ヶ浦市中袖5-6 ほか
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	D06-総合工事業
② 事業の規模	前年度の元請完成工事高 33.8 億円
③ 従業員数	57 名（令和6年4月時点）
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙-2のとおり

（日本産業規格 A列4番）

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
(管理体制図) 別紙-3のとおり	

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		残りは、別紙-1（任意様式）の通り	
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	排出量	196.7 t	355.1 t
	(これまでに実施した取組) 循環型社会の実現から、リデュース、リユース、リサイクルの3Rに向けて、分別の徹底により産廃減量に努めている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	排出量	400 t	100 t
	(今後実施する予定の取組) 前年度と同じ取組み		

産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) なるべく混合廃棄物となるのを少なくするように、それぞれの廃棄物に分別し、保管している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 前年度と同じ取組み

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

残りは、別紙-1（任意様式）の通り

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	全処理委託量	196.7 t	355.1 t
	優良認定処理業者への処理委託量	196.7 t	25.3 t
	再生利用業者への処理委託量	196.7 t	355.1 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			
法令違反の無いこと、インターネットでの情報公開、ISO14001等認証取得を満たす業者、かつ電子マニフェストを運用している業者又は、優良認定処理業者を選定するように努めている。また、施設（中間処理施設または、最終処分場）の現地確認をするように努めている。			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	全処理委託量	400 t	100 t
	優良認定処理業者への処理委託量	10 t	30 t
	再生利用業者への処理委託量	400 t	100 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組) 前年度と同じ取組み			
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項									
①現状	【前年度（令和5年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	建設混合廃棄物	汚泥	廃プラスチック類	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃蛍光灯	
	排出量	102.8 t	369.9 t	2.5 t	0.1 t	0.5 t	0.4 t	0.1 t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	建設混合廃棄物	汚泥	廃プラスチック類	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃蛍光灯	
	排出量	100 t	200 t	10 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項									
①現状	【前年度（令和5年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	建設混合廃棄物	汚泥	廃プラスチック類	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃蛍光灯	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	建設混合廃棄物	汚泥	廃プラスチック類	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃蛍光灯	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項									
①現状	【前年度（令和5年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	建設混合廃棄物	汚泥	廃プラスチック類	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃蛍光灯	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	建設混合廃棄物	汚泥	廃プラスチック類	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃蛍光灯	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

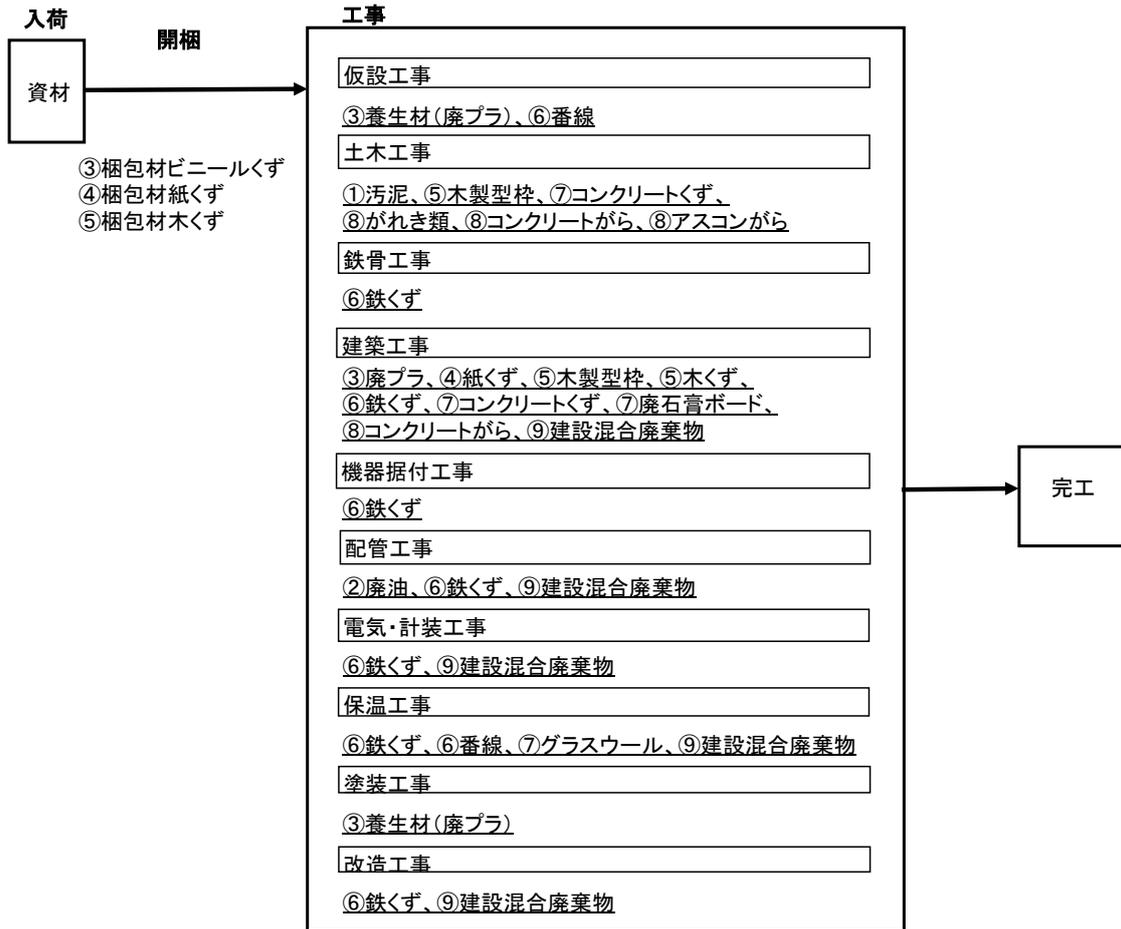
①現状	【前年度（令和5年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	建設混合廃棄物	汚泥	廃プラスチック類	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃蛍光灯	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	建設混合廃棄物	汚泥	廃プラスチック類	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃蛍光灯	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	建設混合廃棄物	汚泥	廃プラスチック類	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃蛍光灯	
	全処理委託量	102.8 t	369.9 t	2.5 t	0.1 t	0.5 t	0.4 t	0.1 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	57.7 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	68.6 t	369.9 t	2.5 t	0 t	0.5 t	0.4 t	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	建設混合廃棄物	汚泥	廃プラスチック類	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃蛍光灯	
	全処理委託量	100 t	200 t	10 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	20 t	140 t	10 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	50 t	180 t	10 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t

# 産業廃棄物の一連の処理の工程

## 1. 事業工程図

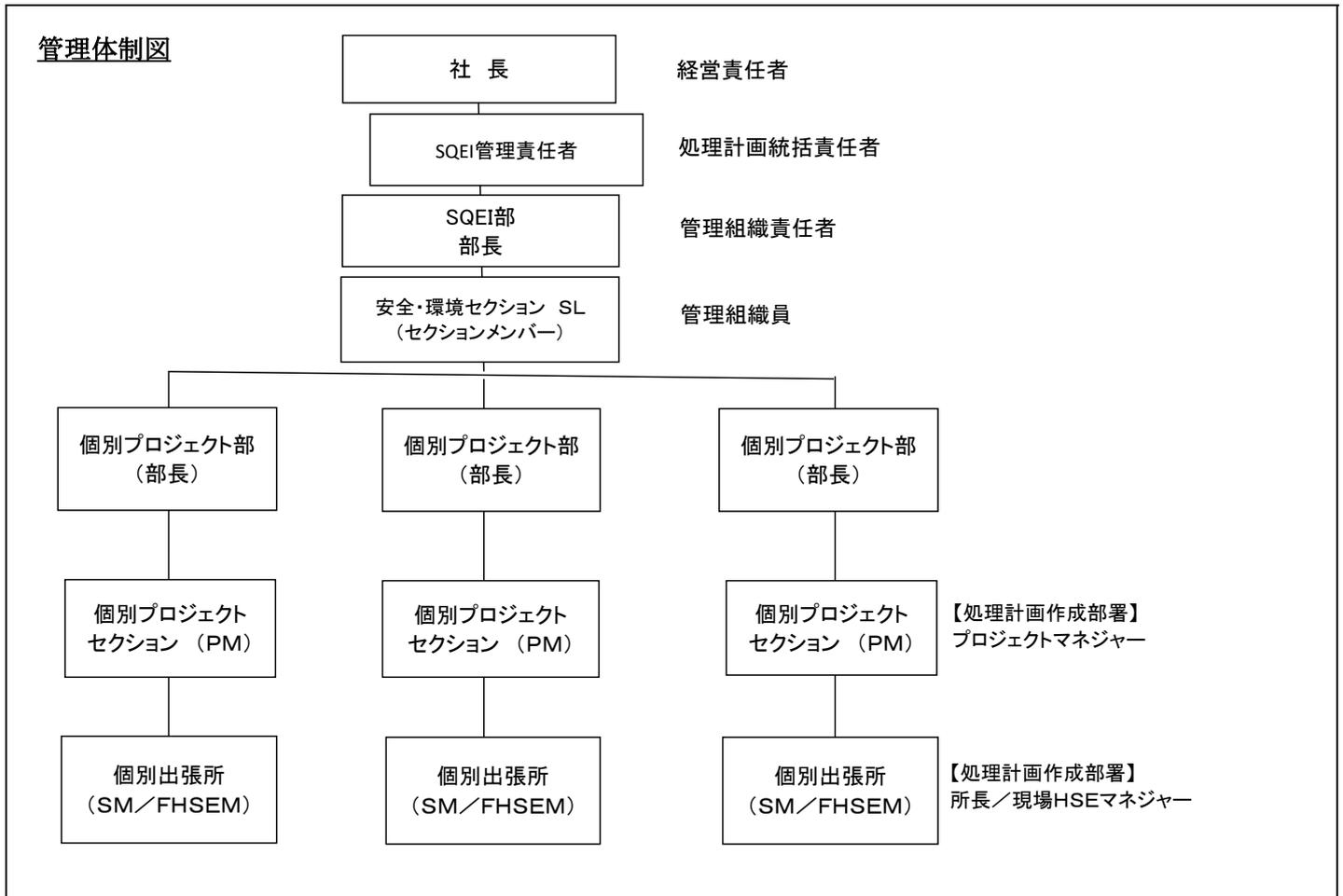


## 2. 産業廃棄物の処理の工程

○: 該当する処理

委託物 番号	産業廃棄物			委託処理		中間処理後の処理			
	廃棄物の呼び名		廃棄物の種類		中間処理 (処理方法)		再生 資源化	熱回収	埋立
①	汚泥	→	汚泥	⇒	脱水、乾燥、焼却	⇒	○	-	-
②	廃油	→	廃油	⇒	焼却	⇒	-	-	○
③	梱包材ビニールくず、養生材(廃プラ)、廃プラ	→	廃プラスチック類	⇒	破碎、焼却	⇒	○	-	○
④	梱包材紙くず、紙くず	→	紙くず	⇒	破碎、焼却	⇒	○	-	○
⑤	梱包材木くず、木製型枠、木くず	→	木くず	⇒	破碎、焼却	⇒	○	-	-
⑥	鉄くず、番線	→	金属くず	⇒	破碎、圧縮	⇒	○	-	-
⑦	コンクリートくず、グラスウール、廃石膏ボード	→	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	⇒	破碎	⇒	○	-	○
⑧	がれき類、コンクリートがら、アスコンがら	→	がれき類	⇒	破碎	⇒	○	-	○
⑨	建設混合廃棄物	→	建設混合廃棄物	⇒	破碎、圧縮、焼却	⇒	○	-	○

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



役職		役割
SQEI管理責任者	処理計画統括責任者	・産業廃棄物処理計画統括責任者
SQEI部 部長	管理組織責任者	・管理組織の運営と管理
安全・環境セクション SL セクションメンバー	管理組織員	・関連法令の順守、廃棄物の発生抑制及び適正処理の教育と指導 ・個別プロジェクトの廃棄物処理計画の確認 ・電子及び紙マニフェストシステムの運用管理及び指導 ・廃棄物処理委託契約書と紙マニフェストの保管管理 ・月例報告書、パトロール、内部監査での廃棄物の適正処理の確認 ・官庁への各種報告、等
プロジェクト部 部長	-	・廃棄物処理委託契約の締結
プロジェクトマネジャー (PM)	-	・プロジェクトにおける統括管理 ・廃棄物処理計画作成 ・廃棄物処理業者の選定 ・廃棄物処理委託契約の作成 ・官庁への各種報告、等
所長(SM) 又は、 現場HSEマネジャー (FHSEM)	建設現場廃棄物管理責任者	・出張所(現場)における統括管理 ・廃棄物処理計画の作成、処理業者の選定、処理委託契約の作成 ・所員及び作業員の廃棄物の適正処理に関する教育と指導 ・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ・マニフェスト(産業廃棄物管理票)の交付と管理、等